

(事業の目的及び運営の方針)

第1条

- 1 医療法人愛生会が開設する通所リハビリテーション事業所(以下「事業所」という。)が行う通所リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。
- 2 通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 3 介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第2条 事業所に勤務する職種、職員の員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 医師 専任の常勤医師 | 1名以上 |
| (2) 理学療法士又は作業療法士 | 1名以上 専任 |
| (3) 介護助手 | 1名以上 常勤 |
| (4) 言語聴覚士 | 1名以上 必要に応じて |

医師、及び理学療法士等、その他の従業員は、診療又は運動機能検査、作業機能検査等を基に共同して、利用者の心身の状況、希望及び、その置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成し利用者及びその家族に対し、その内容等について説明をし、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。

(営業日及び営業時間)

第3条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| (1) 営業日 | |
| | 月曜日から土曜日、祝日とする。ただし、12月31日から1月2日までを除く。 |
| (2) 営業時間 | |
| | 月・火・水・金・土曜日 午前8:30から午後5:15までとする。 |
| | 木曜日 午前8:30から午後12:15までとする。 |

(指定通所リハビリテーションの利用定員)

第4条 利用定員は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-----|
| 月・火・水・金・土曜日 | 14名 |
| 木曜日 | 8名 |

(指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額)

第5条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 健康チェック
- (2) 機能訓練
- (3) レクリエーション
- (4) 送迎

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の実施地域は鳴門市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第7条 利用者はサービスの利用に当たって従業員からの注意事項を守らなければならない。

(非常災害対策)

第8条

- (1) 事業所は非常災害に関する防災計画等を作成し、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。
- (2) 防火訓練計画により年2回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。
- (3) 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、虐待防止のための指針を整備し、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止検討委員会を定期的開催し、虐待等の発生の防止、早期発見や虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する。
 - (2) 虐待等防止に向けて、専任の担当者を配置するとともに、従業員に対する研修を定期的実施する。
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業員または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。また、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

- 1 事業所は全ての通所リハビリテーション従業員に対し、基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後3～6か月
 - (2) 虐待防止に関する研修 年1回

- (3) 権利擁護に関する研修 年1回
 - (4) 感染症対策に関する研修 年1回
 - (5) 事業継続計画に関する研修 年1回
- 2 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発症し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人 愛生会 兼松病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成14年11月 1日から施行する。

平成23年 5月 1日 改訂

平成26年 5月 1日 改訂

平成26年12月 1日 改訂

平成27年11月 1日 改訂

平成28年 6月 1日 改訂

平成28年 7月 1日 改訂

平成31年 4月 1日 改訂

令和 1年12月 1日 改訂

令和 2年10月 1日 改訂

令和 6年 6月 1日 改訂